

自治会の防犯活動を応援します！

泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金 事業概要

補助上限

15万円

※補助率1/2

犯罪等の未然防止を図り、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的に、防犯カメラを設置する自治会に対し、設置および維持管理に要する費用の一部を補助します。詳しくは内容をご確認ください。

申請締切

事前にご相談ください！

令和7年7月11日(金)まで

(事業実施期間 交付決定日～令和8年3月)

泉 大 津 市



制度概要

1. 目的

子どもや女性を対象とした犯罪等の未然防止を図り、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的に、自治会で行われる自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置および維持管理に要する費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

自治会（市に自治会として届け出のある団体）

3. 補助対象となるカメラの機能等

・カメラの定義

自治会区域において不特定多数の者が利用する場所に向けて常設する映像撮影装置で、映像を記録する機能を備えたもの。

・カメラの機能

撮影機能

- 有効画素数130万画素以上
- 夜間時、人物等が特定できる画質であること
- (赤外線照射機能付もしくは被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラが目安)

録画機能

- 録画装置がカメラに内蔵されており、記録媒体（SDカード）に記録される方式であること
- 録画時間が、7日（1日24時間）以上であること（夜間は動体検知撮影可）
- 記録間隔が、4コマ以上（1秒あたり）

4. 補助対象経費

対象となる経費は次のとおりです

- (1) 防犯カメラの購入費、取付工事等設置に要する費用一式
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板及び防犯カメラの設置地域であることを示す看板等の設置費（今年度設置分は、設置補助額上限内であれば複数枚設置可能）
- (3) この要綱による補助を受けて設置した防犯カメラの修理に要する費用
- (4) 防犯カメラの電気料金、共架料、添架料、保守費等の維持管理に要する費用

5. 補助率・補助限度額

(1) 設置および修理に係る費用補助【上記補助対象経費（1）～（3）】

補助対象経費の50%（千円未満切捨）で1台につき上限15万円（修理は1台につき上限3万円）

※申請台数に制限は設けておりませんが、予算の都合上、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

今回の申請受付は、設置と修理にかかる費用についてです。



(2) 維持管理に係る費用補助【上記補助対象経費（4）】

この要綱による補助を受けて設置した防犯カメラの電気料金、共架料、添架料、保守費（SDカード購入費を含む）（1回当たりの額に3分の1を乗じて得た額）の合計額に2分の1を乗じて得た額（十円未満切捨）

※補助金の算定は、当概年の12月1日現在の台数を基準とします。



！注意事項①防犯カメラ維持管理に係る費用の補助について！

防犯カメラの電気料金等については、別途防犯灯補助金と共に12月から1月にかけて補助申請の受付を行います。申請書等は別途郵送いたしますので、お忘れの無いようにご確認下さい。

また、**電気料金と共に架料・添架料の請求書と領収書は申請時に必要となりますので必ず捨てずに保管して下さい。**

設置及び修理にかかる費用補助について

1. 補助にあたっての要件

- (1) 防犯カメラの設置場所については、子どもや女性を犯罪から守り、街頭犯罪を未然に防ぐため、可能な限り泉大津警察署の助言を受けてください。
- (2) 「泉大津市自治会における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合する防犯カメラの管理運用に関する規程を策定し、個人のプライバシー保護に配慮した運用を行ってください。
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得てください。
- (4) 防犯カメラの設置を示す看板を取り付けてください。
- (5) 防犯カメラは、継続して6年以上設置してください。

2. 申請期間等

申請期間 令和7年4月1日（火）～7月11日（金）

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

申請場所 泉大津市役所4階 市民協働推進課



看板例

※デザイン等は自由ですが、設置者として自治会名は必ず記載して下さい。

3. 申請に必要な提出書類等

下記の書類を全て揃えて、7月11日（金）までに申請してください。

【提出書類】

「泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金交付申請書」（様式第1号）

・添付書類

- ア 防犯カメラ設置予定箇所一覧（様式第2号）
- イ 防犯カメラの設置予定箇所の位置図と現況写真
- ウ 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図
- エ 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
(※複数設置の場合、1台ごとの費用が分かるようにしておいて下さい)
- オ 防犯カメラの概要が分かるカタログ等の書類
- カ 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

様式・記載例をご参考にご用意下さい。

！注意事項②防犯カメラを電柱に設置する場合！

関西電力もしくはNTTとの事前協議が必要となります。その際、電柱1本につき事前調査料が発生します。事前協議や事前調査の結果、箇所によっては設置できない場合があります。設置後は更に、共架料として1,400円程度／年がかかります。詳細については、関西電力もしくはNTTへお問い合わせください。また、事前調査料については設置に係る費用の一部として、補助対象経費となります。



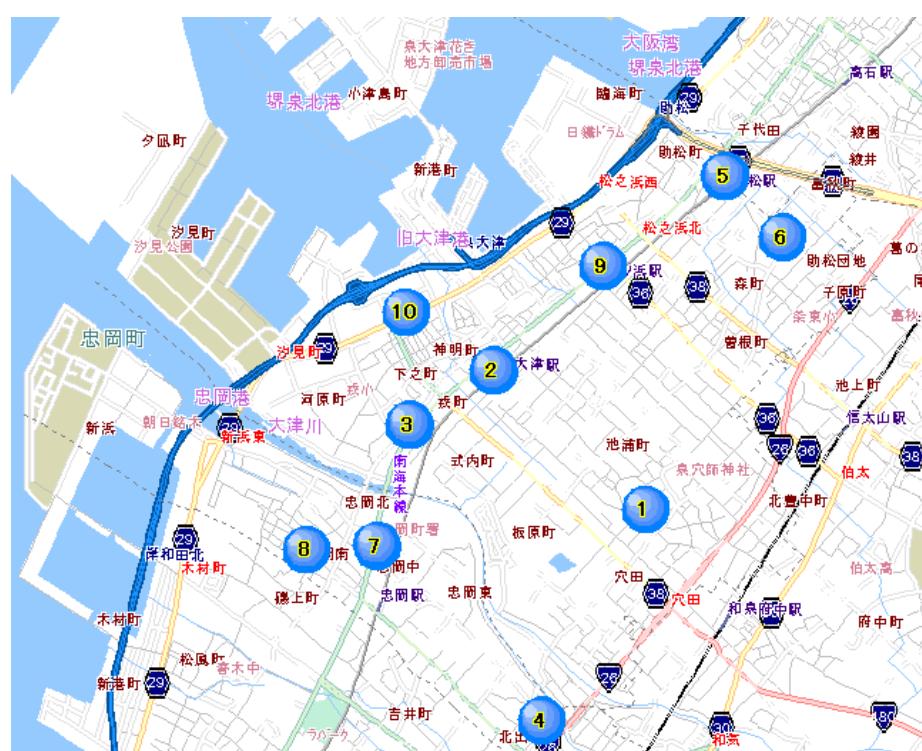
4. 設置検討における警察との協議等

設置箇所の検討にあたっては、効果的に設置するため、できるだけ泉大津警察と協議をしたうえで設置箇所を選定してください。

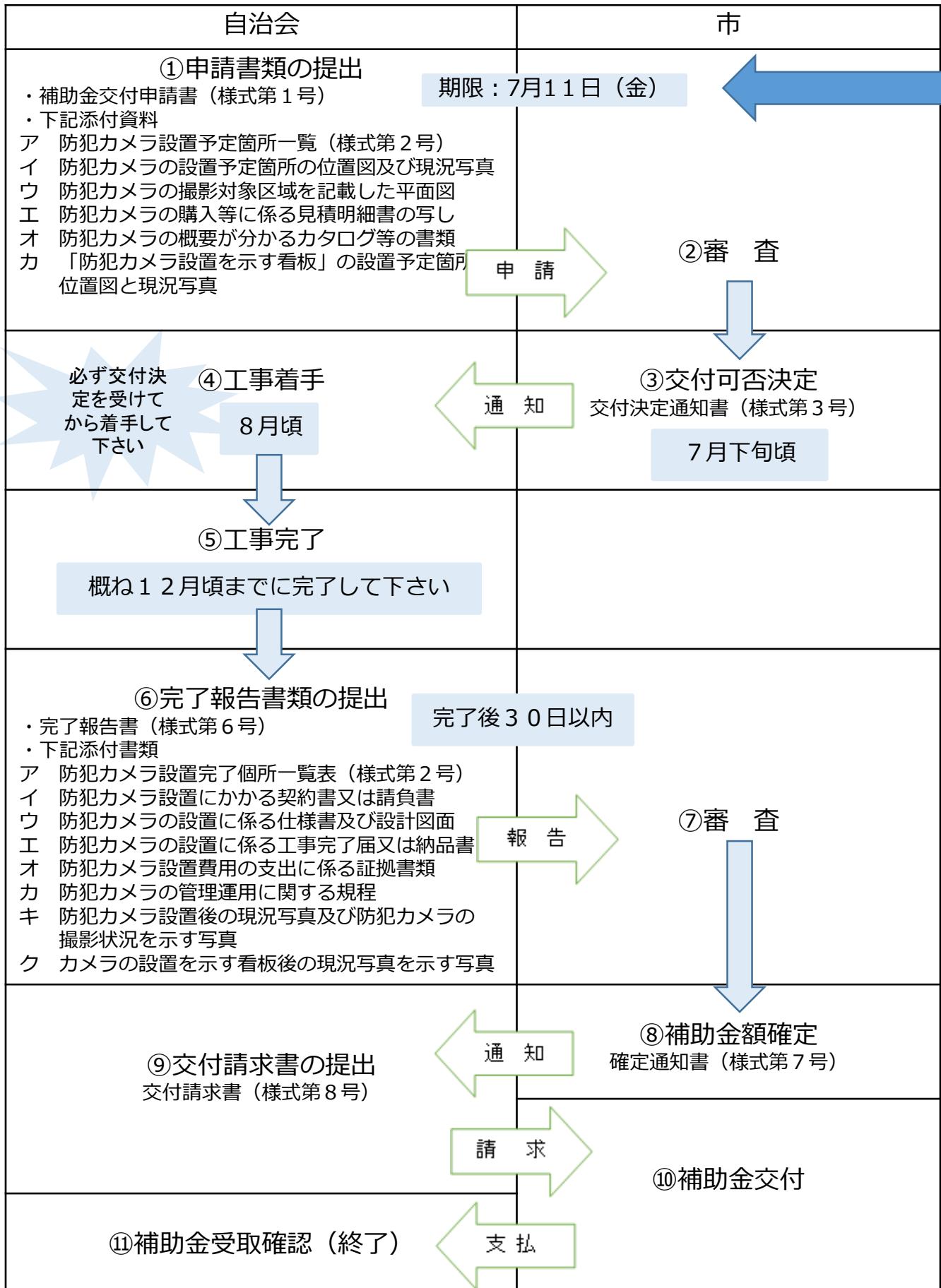
(※市より協力要請をしています)

	名称	所在地	連絡先
1	穴師交番	泉大津市我孫子8	泉大津警察署 ・生活安全課防犯保安係 ・地域課地域総務係
2	泉大津駅前交番	泉大津市田中町4番25号	
3	宇多交番	泉大津市上之町6番1号	
4	北出交番	泉北郡忠岡町北出二丁目17番43号	
5	北助松駅前交番	泉大津市助松町一丁目3番16号	
6	助松団地交番	泉大津市助松団地1番1号	
7	忠岡町交番	泉北郡忠岡町忠岡北1-1-17	
8	忠岡町西交番	泉北郡忠岡町忠岡南2-17-30	
9	松之浜交番	泉大津市松之浜町二丁目6番13号	
10	港交番	泉大津市東港町16番1号	

☎23-1234へ
ご相談下さい



5. 補助金交付までの流れ



泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金 様式・記載例集

1. 泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金交付申請書（様式第1号）
2. 添付資料
 - ア 防犯カメラ設置予定箇所一覧（様式第2号）
 - イ 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真
 - ウ 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図
 - エ 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し（省略）
※複数台設置する場合、1台毎の明細が分かるようにして下さい。
 - オ 防犯カメラの概要が分かるカタログ等の書類
 - カ 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

1. 泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金交付申請書

泉大津市長様

自治会名 **泉大津自治会**
会長名 **泉大津 太郎**
連絡先 **33-1131**

印

泉大津市地域防犯カメラ設置等補助金交付申請書の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類

申請台数を記入して下さい。

防犯カメラ台数	設置に伴うもの 2 台	修理に伴うもの 台
交付申請額	252,000 円	円

備

(添付書類)

※いずれも工事費含む ※補助率は5割（補助対象経費のうち半分の補助）

※1台につき限度額15万円 ※千円未満切捨

例：

カメラ①台目：20万円 看板5千円 合計20万5千円

カメラ②台目：30万円 看板6千円 合計30万6千円

補助率は5割なので、

①は $205,000 \times 0.5 = 102,500$

⇒上限15万円未満のため補助額はそのまま102,500

②は $306,000 \times 0.5 = 153,000$

⇒限度額15万円を超えるため補助額は限度額まで150,000

合計 $102,500 + 150,000 = 252,500$ 円

(2) 防犯

千円未満切捨のため、252,000円が申請額となる。

ア 防犯カメラの設置箇所の位置図及び写真

イ 防犯カメラの修理に係る見積明細書の写し

ウ その他市長が必要と認めるもの

2-ア. 防犯カメラ設置（予定・完了）箇所一覧表（様式第2号）

様式第2号（第7条、第11条関係）

令和 年 月 日

自治会名 泉大津自治会

防犯カメラ設置（予定・完了）箇所一覧表

NO.	施設等に設置する場合は、施設名を記入して下さい。	設置台数	設置（予定・完了）金額
1	○○町△番□号 (○○自治会館)	<input type="checkbox"/> 電柱 <input checked="" type="checkbox"/> 建物壁面 <input type="checkbox"/> ポール <input type="checkbox"/> その他 ()	1 205,000円
2	○○町□番×号 (電柱番号：泉大津○号)	<input checked="" type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 建物壁面 <input type="checkbox"/> ポール <input type="checkbox"/> その他 ()	1 306,000円
3		<input type="checkbox"/> ポール <input type="checkbox"/> その他 ()	
4		<input type="checkbox"/> その他 ()	
5		<input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 建物壁面 <input type="checkbox"/> ポール <input type="checkbox"/> その他 ()	

見積書について
設置台数が複数の場合、1台あたりの内訳金額が分かるようにして下さい。

2-イ. 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真

位置図

イ 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真

位置図



設置箇所が分かるように印を付けて下さい。



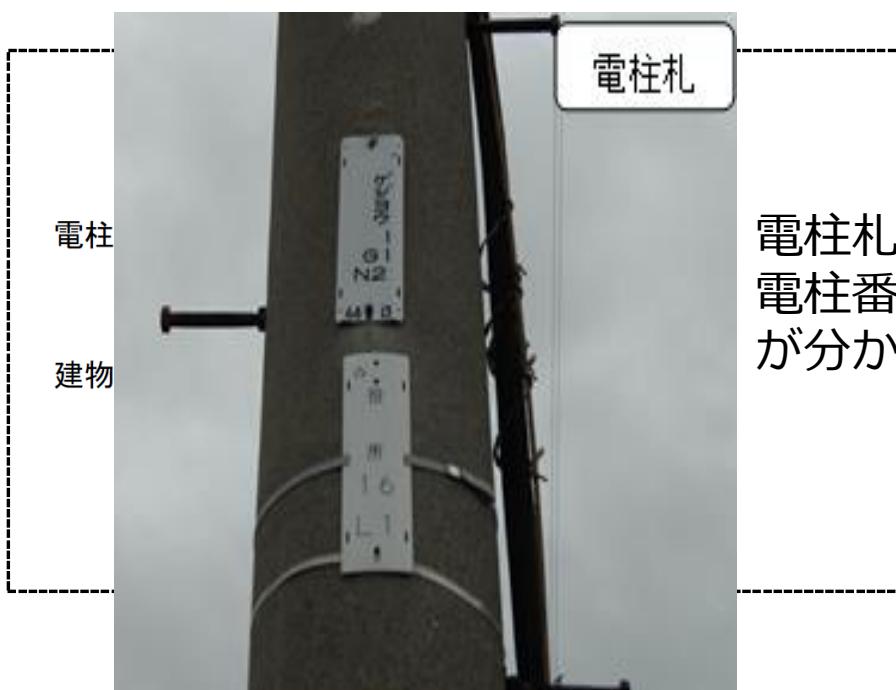
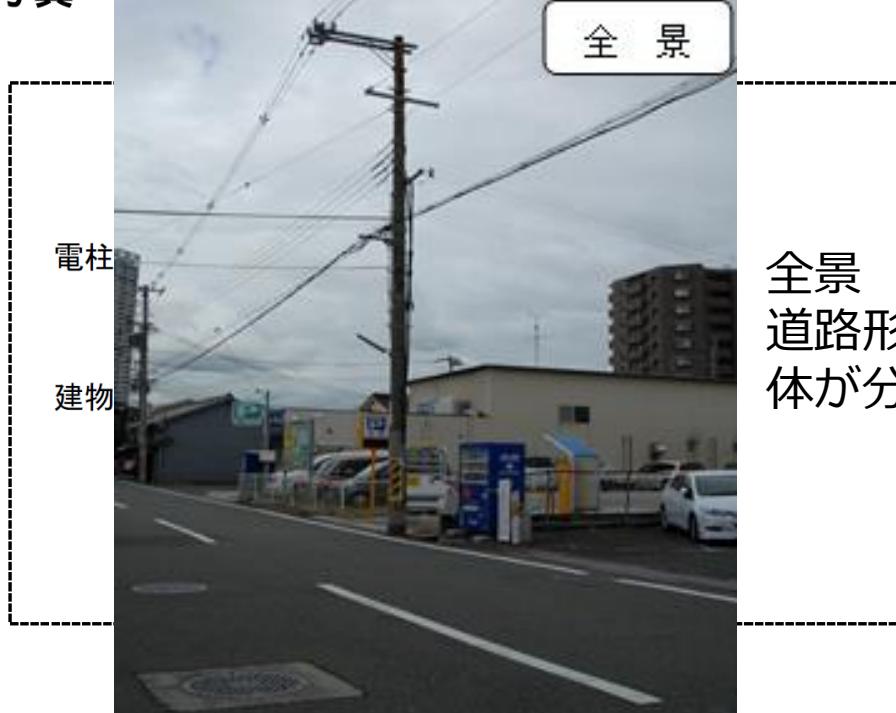
2-イ. 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真

現況写真

電柱に設置する場合…全景と電柱札の写真2枚

イ 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真

現況写真



2-イ. 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真

現況写真

建物に設置する場合…建物全景と設置予定箇所が分かる写真 2枚

イ 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現況写真

現況写真



建物全景
写真



設置予定箇所
の写真

ウ 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図

平面図



オ 防犯カメラの概要が分かるカタログ等の書類

設置しようとしている防犯カメラが

以下の要件を満たしていると確認できるもの

有効画素数130万画素以上

夜間時、人物等が特定できる画質であること
(赤外線照射機能付もしくは被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラが目安)

録画装置がカメラに内臓されており、記録媒体(SDカード)に記録される方式であること

録画時間が、7日(1日24時間)以上であること(夜間は動体検知撮影可)

記録間隔が、4コマ以上(1秒あたり)

2－カ. 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

看板の設置予定箇所一覧（住所）

任意様式

力 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

看板設置箇所一覧（住所）

番号	設置場所（住所）	電柱の種類	電柱番号
1	○○町○番△号 (○○氏宅前電柱)	NTT	東雲4 R7
2	○○町△番□号 (○○自治会館)	-	-
3			
4			
3			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

2-カ. 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

位置図

任意様式

力 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

位置図

番号 1・2 (場所・住所)

- 1 ○○町○番△号 (○○氏宅)
2 ○○町△番□号 (○○自治会館)



設置箇所が分かるように印を付けて下さい。



2-1. 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

現況写真

任意様式

力 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

現況写真

番号 1 (場所・住所) 1 ○○町○番△号 (○○氏宅前電柱)



建物全景
写真



設置予定箇所
の写真

2-1. 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

現況写真

任意様式

力 「防犯カメラ設置を示す看板」の設置予定箇所の位置図と現況写真

現況写真

番号 2 (場所・住所) 2 ○○町△番□号(○○自治会館)



制度に関するQ&A 目次

- Q1 防犯カメラを設置するメリット・デメリットは？
- Q2 設置場所について注意する点はありますか？
- Q3 例えば、自治会館にモニターと録画機器を設置し、ネットワークで複数のカメラを集中管理する方式は対象となりますか？
- Q4 設置後の維持管理はどれくらいですか？
- Q5 工事依頼する業者は、自治会で決めていいですか？
- Q6 合計3台を申請する予定ですが、1台ごとに設置費用が違います。この場合、3台分の合計額の1／2をした額が申請額としていいですか？
- Q7 設置にあたり必ず警察と協議しなければなりませんか？
- Q8 管理規定は必ず作成しなければなりませんか？
- Q9 来年度もカメラの設置を検討しているが、この制度は利用できますか？
- Q10 撮影区域内の住民の同意を得るとあるが、どこまでの範囲を含むのか。また、その際に同意書は必要ですか？
- Q11 防犯カメラをリース(レンタル)で設置を検討しているが、補助対象となりますか？
- Q12 以前に設置した防犯カメラが故障したので修理したいが、補助の対象となりますか？
- Q13 マンションの入口に設置したいが、対象となりますか？
- Q14 設置を示す看板は必要ですか？また、どのようなものですか？
- Q15 交付申請をすれば、工事着手してもいいですか？
- Q16 工事が完了した後の手続きのながれを教えてください。
- Q17 維持管理費について前年度までに設置した防犯カメラについても対象となりますか。
- Q18 保守費の補助額について詳しく教えてください。

制度に関するQ&A

- Q1 防犯カメラを設置するメリット・デメリットは？
- A1 設置することによるメリットは、犯罪を未然に防ぐ効果と事故や犯罪が発生した際に録画された映像が活用できます。一方、デメリットは、カメラの管理方法を明確にしないと、個人情報の流出やプライバシーの侵害を招く可能性があります。
- Q2 設置場所について注意する点はありますか？
- A2 設置にあたっては不特定多数の人が利用する場所に向けて設置してください。例えば、不法投棄の監視などを目的に特定の箇所のみに向けるカメラは補助対象になりません。
- Q3 例えば、自治会館にモニターと録画機器を設置し、ネットワークで複数のカメラを集中管理する方式は対象となりますか？
- A3 補助対象となる防犯カメラはカメラに録画機能が内蔵されたタイプ（スタンドアローン型）のみとなります。
- Q4 設置後の維持管理費用はどれくらいかかりますか？
- A4 機種により多少異なりますが電気代が年間約2,000円（電柱共架の場合は年間3,600円程度）かかる他、定期点検などのメンテナンス費用、消耗品、特に映像記録媒体（SDカード）は2～3年で交換が必要となります。また、電柱に共架した場合は、別途、共架費用が年1,400円程度かかります。
詳しくは取扱業者にお問い合わせください。
- Q5 工事依頼する業者は、自治会で決めていいですか？
- A5 設置主体は各自治会となりますので、機種、業者とも自治会で決めていただいて結構です。ただし、カメラの画素数など性能に一定の要件がありますので、ご注意ください。
市に補助金の申請をしていただく前に、業者にお見積りを徴取りいただきご申請ください。
- Q6 合計3台を申請する予定ですが、1台ごとに設置費用が違います。この場合、3台分の合計額の1／2をした額が申請額としていいですか？
- A6 1台ごとにそれぞれ1／2をした額を算出してください。1台あたりの限度額が15万円ですので、1／2した額が15万円を超えたものは上限額（15万円）となります。その後、3台を合計し、千円未満を切捨てた金額が申請額です。
- Q7 設置にあたり必ず警察と協議しなければなりませんか？
- A7 効果的な設置場所の選定を行ううえでもできるだけ協議するようにしてください。
- Q8 管理規定は必ず作成しなければなりませんか？
- A8 必ず作成してください。撮影された映像や画像を誰もが見られたり、自由に取り出せたりするのであれば、個人情報やプライバシーが侵害される恐れがあります。これらを防ぐためにも、どのような時に誰がどうやって取扱うかなど一定の基準を定め、それに基づいた運用が必要となります。
作成にあたっては、別添の「泉大津市自治会における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。なお、作成された管理規定は、完了報告の際に、提出していただくことになります。
- Q9 来年度もカメラの設置を検討しているが、この制度は利用できますか？
- A9 この制度は、来年度以降も継続して実施する予定となっています。

- Q10 撮影区域内の住民の同意を得るとあるが、どこまでの範囲を含むのか。また、その際に同意書は必要ですか？
- A10 防犯カメラを設置した後で、プライバシーの問題でトラブルが発生しないよう事前に周辺住民の同意が必要です。同意を求める範囲については、自治会の判断となりますが、撮影対象範囲に含まれている世帯が考えられます。なお、補助金申請の際、同意書の提出は必要ありません。
- Q11 防犯カメラをリース(レンタル)で設置を検討しているが、補助対象となりますか？
- A11 対象外です。補助対象は新たに購入する防犯カメラと設置にかかる費用が対象です。
- Q12 以前に設置した防犯カメラが故障したので修理したいが、補助の対象となりますか？
- A12 修理の補助対象となるのは、この制度を活用して設置した防犯カメラとなります。
- Q13 マンションの入口に設置したいが、対象となりますか？
- A13 対象となるのは、「不特定多数の者が利用する場所に向けて常設する」カメラです。もっぱらマンション管理のために入口を映す場合などは、対象外となります。
- Q14 設置を示す看板は必要ですか？また、どのようなものですか？
- A14 できる限り設置してください。看板の設置の目的は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知すると同時に犯罪を抑止する効果を高めるものです。このため、設置場所付近の周囲から見えやすい場所に設置してください。表示に際しては防犯カメラが作動していることと設置自治会名を明記してください。
また、カメラの所有者がわかるように防犯カメラにシール等で自治会名を明示してください。
- Q15 申請書を提出すれば、工事着手してもいいですか？
- A15 交付申請をした後、市より交付可否の決定通知書を送付します。工事着手はそれ以後になりますので、ご注意ください。
詳しくは「事業のながれ」を御覧ください。
- Q16 工事が完了した後の手続きのながれを教えてください。
- A16 工事が完了した日の翌日から起算して30日以内に必要な書類(「事業のながれ」参照)を添えて完了報告書を提出していただきます。なお、詳細については、交付可否決定通知の際に、改めて御案内させていただきます。
- Q17 維持管理費について前年度までに設置した防犯カメラについても対象となりますか？
- A17 対象となります。
ただし補助対象となるのは、この制度を活用して設置した防犯カメラとなります。
- Q18 保守費の補助額について詳しく教えてください。
- A18 保守点検費用に必要な経費を補助します。点検は3年に1回の実施を目安とし、1回当たり13,750円(SDカード交換を含む)、その半額を3年に分けて補助します。したがって、13,750円に1/3を乗じた金額の半額を毎年補助金として支給します。